

令和5年度（2023年度）
教職課程自己点検・評価報告書

令和6(2024)年12月12日

室蘭工業大学

目次

0.	本学で取得できる教育職員免許状.....	3
1.	教育理念・学修目標	4
1.1.	教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定状況.....	4
1.2.	教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定プロセス.....	4
1.3.	教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の見直しの状況.....	4
2.	授業科目・教育課程の編成実施	5
2.1.	複数の教職課程を通じた授業科目の共通開設など全学的な教育課程の編成状況	5
2.2.	教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備の整備状況.....	5
2.3.	教育課程の体系性	6
2.4.	ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性	6
2.5.	いわゆるキャップ制の設定状況	6
2.6.	教育課程の充実・見直しの状況.....	7
2.7.	個々の授業科目の到達目標の設定状況.....	7
2.8.	シラバスの作成状況.....	7
2.9.	アクティブ・ラーニングやICTの活用など新たな手法の導入状況	8
2.10.	個々の授業科目の見直しの状況	8
2.11.	教職実践演習及び教育実習等の実施状況	8
3.	学修成果の把握・可視化	10
3.1.	成績評価に関する全学的な基準の策定・公表の状況.....	10
3.2.	成績評価に関する共通理解の構築	10
3.3.	教員の養成の目標の達成状況(学修成果)を明らかにするための情報の設定及び達成状況	11
3.4.	成績評価の状況.....	11
4.	教職員組織	12
4.1.	教員の配置の状況.....	12
4.2.	教員の業績等	12
4.3.	職員の配置状況.....	12
4.4.	FD・SDの実施状況.....	13
4.5.	授業評価アンケートの実施状況	13
5.	情報公表	14
5.1.	学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第172条の2のうち関連部分、教育	

職員免許法施行規則第22条の6に定められた情報公表の状況	14
5.2. 学修成果に関する情報公表の状況	14
5.3. 教職課程の自己点検・評価に関する情報公表の状況	14
6. 教職指導(学生の受け入れ・学生支援)	16
6.1. 教職課程を履修する学生の確保に向けた取組の状況	16
6.2. 学生に対する履修指導の実施状況	16
6.3. 学生に対する進路指導の実施状況	17
7. 関係機関等との連携	18
7.1. 教育委員会や各学校法人との連携・交流等の状況	18
7.2. 教育実習等を実施する学校との連携・協力の状況	18
7.3. 学外の多様な人材の活用状況	18

0. 本学で取得できる教育職員免許状

本学の理工学部及び大学院工学研究科で取得できる教育職員免許状は次のとおりである。

理工学部昼間コース	
創造工学科 全コース	高等学校教諭一種（工業）
システム理化学科 化学生物システムコース 物理物質システムコース	高等学校教諭一種（理科）
システム理化学科 数理情報システムコース	高等学校教諭一種（数学）

大学院工学研究科	
環境創生工学系専攻	高等学校教諭専修（理科）、高等学校教諭専修（工業）
生産システム工学系専攻	高等学校教諭専修（理科）、高等学校教諭専修（工業）
情報電子工学系専攻	高等学校教諭専修（数学）、高等学校教諭専修（工業）

1. 教育理念・学修目標

1.1. 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定状況

本学では、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画を「室蘭工業大学における教員養成に対する理念・構想及び教職課程の設置趣旨」及び「アドミッション・ポリシー(入学者受け入れ方針)」を踏まえて具体的かつ明確な形で設定している。

【根拠資料】

○以下リンク内「室蘭工業大学における教員養成に対する理念・構想及び教職課程の設置趣旨.pdf」

https://muroran-it.ac.jp/campuslife/recruiting/c_1/t_license/disclosure/

○本学HP：アドミッション・ポリシー(入学者受け入れ方針)

https://muroran-it.ac.jp/entrance/admission/exam/uee/admission_policy/

1.2. 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定プロセス

学生の意見については、授業アンケート、卒業時アンケートや意見箱を通じて聴取している。

1.3. 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の見直しの状況

本学では、「履修カルテ」を利用して、教職科目について自己評価を実施しており、学修成果を確認している。当該評価結果及び社会情勢等を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行っている。

2. 授業科目・教育課程の編成実施

2.1. 複数の教職課程を通じた授業科目の共通開設など全学的な教育課程の編成状況

本学では、複数の教職課程を通じた授業科目の共通開設を実施していないが、全学的な教育課程の編成が適切に行われているかについて、全学での自己点検・評価の中で確認されている。

【根拠資料】

○本学HP：内部質保証に係る自己点検・評価書（令和6年度点検分）

https://muroran-it.ac.jp/guidance/evaluation/self_inspection/

2.2. 教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備の整備状況

本学では、ノートパソコン必携とし、学内のWi-Fi環境を整備している。また、学習管理システムやビデオ会議システムについても全学的に整備している。様々な授業形態に対応できるように可動式の机や椅子、三方の壁面にそれぞれ一つずつスクリーンを備えたアクティブ・ラーニングに対応した講義室など、多様な学習環境（複合的学習環境）を整備している。

【根拠資料】

○本学HP：学生便覧・大学院履修要項

https://muroran-it.ac.jp/campuslife/study_sup/handbook/

2.3. 教育課程の体系性

法令に基づき、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」、「第66条の6に定める科目」を開講しており、免許教科毎に「教科及び教科の指導法に関する科目」が設けられ、適切な役割分担が図られ、教職課程以外の科目との関連性が適切に確保されている。

2.4. ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性

ICTの活用能力に関しては、「特別活動・教育方法論（ICT活用）」の授業においてその育成を図っているが、同時に各科目を横断してその能力の育成を図れるよう、教職課程全体を挙げてその能力の向上に取り組んでいる。

2.5. いわゆるキャップ制の設定状況

本学では授業の事前学修や事後学修の時間を含み充実した学修成果を挙げることを目的とし、各学期で履修登録可能な上限を24単位程度とすることを「学生便覧」に明記している。また、ガイダンスにおいても指導を行い、シラバスに各科目の授業計画、参考図書及び時間外学修の進め方を明示している。

【根拠資料】

○本学HP：学生便覧

https://muroran-it.ac.jp/campuslife/study_sup/handbook/

○本学HP：履修方法内「授業計画（シラバス）」

https://muroran-it.ac.jp/campuslife/study_sup/rfc/#anchor_02

2.6. 教育課程の充実・見直しの状況

教育課程の充実・見直しについては、全学での自己点検・評価の中で確認されている。

【根拠資料】

○本学HP：内部質保証に係る自己点検・評価書（令和6年度点検分）

https://muroran-it.ac.jp/guidance/evaluation/self_inspection/

2.7. 個々の授業科目の到達目標の設定状況

教職課程科目については、再課程認定で平成31年度以降の課程が法令に適合し、学習指導要領及び教職課程コアカリキュラムに対応していること、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に準拠した体系性を有することを確認している。その後、シラバス及び履修規程の変更を最小限にとどめていることから、法令適合状況等が維持されているものと考えられる。個々の授業科目の到達目標は、全学での自己点検・評価の中でも問題がないことを重ねて確認する体制となっている。

2.8. シラバスの作成状況

シラバスについては、全学での自己点検・評価の中で確認されている。

【根拠資料】

○本学HP：内部質保証に係る自己点検・評価書（令和6年度点検分）

https://muroran-it.ac.jp/guidance/evaluation/self_inspection/

2.9. アクティブ・ラーニングやICTの活用など新たな手法の導入状況

アクティブ・ラーニング科目については、全学での自己点検・評価の中で確認されている。

【根拠資料】

○本学HP：内部質保証に係る自己点検・評価書（令和6年度点検分）

https://muroran-it.ac.jp/guidance/evaluation/self_inspection/

2.10. 個々の授業科目の見直しの状況

授業アンケートを実施し、その結果に基づき、個々の教員が授業の改善を実施している。また、授業アンケートについては、全学での自己点検・評価の中でも確認されている。

【根拠資料】

○本学HP：内部質保証に係る自己点検・評価書（令和6年度点検分）

https://muroran-it.ac.jp/guidance/evaluation/self_inspection/

2.11. 教職実践演習及び教育実習等の実施状況

教職課程において特に重要な役割を果たす教職実践演習、教育実習は、事前指導及び事後指導を含め、大学の主体的な関与の下で適切に行われている。

教育実習においては、教育システム委員会の下部組織である教職課程特別委員会が教育実習の実施方法の検討及び見直し、教育実習の実施に関する手続き及び実施並びに教育実習生の成績の報告に関することについて定期的に委員会を開催し、適切な運営に努めるほか、学生に問題が生じた場合には適宜、教職関係教員が対応す

る体制をとっている。問題や課題が発見されれば、それを次年度の教育実習の改善につなげている。

また、本学では、本学の教職関係教員が教育実習先の学校を訪問し、高校側の教育実習担当教員との面談とともに、教育実習生に対して直接指導する機会を設けている。令和5年度においては感染症拡大の状況もあったが、訪問可能な全ての学校を訪問し、教育実習生に対して訪問指導を実施した。

教職実践演習においては、進学塾訪問、社会教育指導主事による講話、学校訪問、中等教育学校見学レポートによる討論、学校見学レポートによる討論、学校関係者による講話及び模擬授業を取り扱っており、これまで履修してきた教職に関する科目を踏まえ、教員として必要な知識及び技能を身に付けることを目標にしている。

3. 学修成果の把握・可視化

3.1. 成績評価に関する全学的な基準の策定・公表の状況

本学では、「室蘭工業大学理工学部における学習成果の評価の方針」及び「室蘭工業大学大学院における学習成果の評価の方針」にて成績評価の基準を規定し、各科目のシラバスにおいて「到達度目標」と「成績評価方法」を明記し、本学の成績評価の基準を明らかにしている。

【根拠資料】

- 本学HP：学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

https://muroran-it.ac.jp/guidance/info_dis/disclosure_e/

- 本学HP：履修方法内「授業計画（シラバス）」

https://muroran-it.ac.jp/campuslife/study_sup/rfc/#anchor_02

3.2. 成績評価に関する共通理解の構築

本学では、「国立大学法人室蘭工業大学内部質保証に係る自己点検・評価実施要項」において、成績評価及び単位認定について「成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていること」を教育システム委員会で自己点検・評価することを規定している。教育システム委員会においては、学修成果の評価方針に照らして分布表を用いた分析を行うことで適正な評価が行われているかを確認し、適正な成績評価に関する共通理解を図っている。

【根拠資料】

- 本学HP：内部質保証に係る自己点検・評価書（令和6年度点検分）

https://muroran-it.ac.jp/guidance/evaluation/self_inspection/

3.3. 教員の養成の目標の達成状況（学修成果）を明らかにするための情報の設定及び達成状況

本学では教員の養成の目標の達成状況を明らかにするための情報が適切に設定されており、教職実践演習に向けた「履修カルテ」を適切に活用できている。教職実践演習では、履修カルテを活用して各自で学習成果を確認している。その上で、教職に求められる資質及び能力に照らし合わせ、個々に目標を立てて、教職実践演習の中でそれらを達成できるようにしている。

3.4. 成績評価の状況

本学では、シラバスで授業の達成目標と成績評価の基準及び評価方法を明示しており、点数・評語に反映することができている。

【根拠資料】

○本学HP：履修方法内「授業計画（シラバス）」

https://muroran-it.ac.jp/campuslife/study_sup/rfc/#anchor_02

○本学HP：内部質保証に係る自己点検・評価書（令和6年度点検分）

https://muroran-it.ac.jp/guidance/evaluation/self_inspection/

4. 教職員組織

4.1. 教員の配置の状況

本学ホームページにて公開している「教員の養成に係る組織及び教員の数」に記載のとおり、教職課程認定基準で定められた必要専任教員数を充足している。

【根拠資料】

○本学HP：教員の養成の状況について

https://muroran-it.ac.jp/campuslife/recruiting/c_1/t_license/disclosure/

4.2. 教員の業績等

本学ホームページの「各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関する事」から、教員の業績を確認できるページに遷移できるようになっている。

また、教育職員免許法施行規則第21条第2項に基づく変更届の有無について毎年度確認しており、教育研究業績書を必要とする届出の際には、教職課程における関係法令に基づき、必要な教員の業績を確認している。

【根拠資料】

○本学HP：教員の養成の状況について

https://muroran-it.ac.jp/campuslife/recruiting/c_1/t_license/disclosure/

4.3. 職員の配置状況

学務課の職員が本学の教職課程の総括及び連絡調整を行い、教育課程の運営を行う

体制を取っている。教職課程の適切かつ円滑な運営のため、当課の職員のさらなる配置が必要と考えられる。

4.4. FD・SDの実施状況

教科専門の授業科目を担当する教員を含め、全学の教員を対象にFD研修を開催している。令和5年度においては、1回のFDワークショップを開催し、2回のFDサロンを開催した。また、授業公開ウィークを前期及び後期にそれぞれ設けており、教員として望ましい資質及び能力を身に付けられるものとなっている。全学でのFD参加率は79%の出席率であった。事務職員については、教員免許事務に関する各種講習会に参加するなど、学外のリソースも活用しながらSDに取り組んでいる。

4.5. 授業評価アンケートの実施状況

授業評価アンケートの実施状況については、全学での自己点検・評価の中で確認されている。

【根拠資料】

○本学HP：内部質保証に係る自己点検・評価書（令和6年度点検分）

https://muroran-it.ac.jp/guidance/evaluation/self_inspection/

5. 情報公表

5.1. 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第172条の2のうち関連部分、教育職員免許法施行規則第22条の6に定められた情報公表の状況

法令に定められた情報については、本学ホームページにて公開しており、毎年度更新を行っている。

【根拠資料】

○本学HP：教育情報の公表内「学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること」

https://muroran-it.ac.jp/guidance/info_dis/disclosure_e/

○本学HP：教員の養成の状況について

https://muroran-it.ac.jp/campuslife/recruiting/c_1/t_license/disclosure/

5.2. 学修成果に関する情報公表の状況

卒業者における教員免許状の取得状況及び教員就職状況を毎年度本学ホームページにて公開している。

【根拠資料】

○本学HP：教員の養成の状況について

https://muroran-it.ac.jp/campuslife/recruiting/c_1/t_license/disclosure/

5.3. 教職課程の自己点検・評価に関する情報公表の状況

教職課程の自己点検・評価に関する情報公表については、本報告書を本学ホームページに掲載することで実施する。

【根拠資料】

○本学HP：教員の養成の状況について

https://muroran-it.ac.jp/campuslife/recruiting/c_1/t_license/disclosure/

6. 教職指導（学生の受け入れ・学生支援）

6.1. 教職課程を履修する学生の確保に向けた取組の状況

教職課程に関する情報提供について、本学において取得可能な免許の情報は本学ホームページに公開し、同様に公開されている学生便覧及び大学院履修要項に教職課程についての詳細の情報を掲載している。

【根拠資料】

○本学HP：資格・免許

https://muroran-it.ac.jp/campuslife/recruiting/c_1/

○本学HP：学生便覧・大学院履修要項

https://muroran-it.ac.jp/campuslife/study_sup/handbook/

6.2. 学生に対する履修指導の実施状況

本学では、必要な体制や施設・設備を整えた上で、個々の学生の教職に対する意識を踏まえつつ、学生に教職課程の履修に当たって学修意欲を喚起するような適切な履修指導が行われている。

具体的には、入学生を対象としたオリエンテーションにおいて、教職課程について案内し、教職課程に興味関心のある学生については、教職原論の第1回の授業内で、教職課程について教員が紹介している。3年次の学生に対しては、教育実習前に説明会を実施し、これから教育実習に向かうにあたっての心構え等について説明している。更に、教員免許状の一括申請を行う学生に対しては、一括申請に係る説明会を実施し、修得単位の確認や修得すべき単位が不足している学生に履修指導等を行っている。

6.3. 学生に対する進路指導の実施状況

本学では、教員免許状を取得するために必要な情報を適切に提供し、学生のニーズに応じたキャリア支援体制が適切に構築されている。

具体的には3年次開講の「特別活動・教育方法論」の授業において、教職を目指す学生を把握し、対策講座を実施している。実際に令和5年度は、3回の対策講座を実施した。また、教員採用試験を受験する予定の学生の面接対策を実施している。

7. 関係機関等との連携

7.1. 教育委員会や各学校法人との連携・交流等の状況

本学では、近隣学校、教育実習の訪問指導先及び本学の卒業生の現職教員との連携・交流を通じて、地域の教育課題や教員育成指標を踏まえた教育課程の充実や、学生を対象とした指導の充実につなげることができていると考えられる。

7.2. 教育実習等を実施する学校との連携・協力の状況

教育実習を実施する学校との連携及び協力を図り、実習の適切な実施に繋げることができていると考えられる。大学近隣の高等学校と協力し、教育実習の受け入れ体制を整えつつある。本学では、本学の教職関係教員が教育実習先の学校を訪問し、教育実習生に対して直接指導する機会を設けている。令和5年度においては感染症拡大の状況もあったが、訪問可能な全ての学校を訪問し、教育実習生に対して訪問指導を実施した。

7.3. 学外の多様な人材の活用状況

本学では、実務経験のある教員による授業が行われている（延べ82科目（課程間の重複を含む））。これには、必修科目が多数含まれており、各課程における教育を充実させるものとなっている。

また、教職実践演習の授業で現職の教員をゲストスピーカーとして招いた実績があり、積極的に学外の人材を活用できている。